

令和4年 第23回 福岡市選挙管理委員会

11月6日（日） 午後5時30分

議 題

1 選挙長報告

福岡市長選挙における立候補の届出について

2 福岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施

3 報告事項

福岡市長選挙における公職選挙法第201条の9第3項の規定による確認書の交付等の状況について

4 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和4年11月21日（月） 午後2時30分
- ・令和4年12月7日（水） 午前10時30分
- ・令和4年12月20日（火） 午前10時30分

1 選挙長報告

選挙長第1号

令和4年11月6日

福岡市選挙管理委員会委員長 様

福岡市長選挙

選挙長 稲 員 大三郎



福岡市長選挙における立候補の届出について（報告）

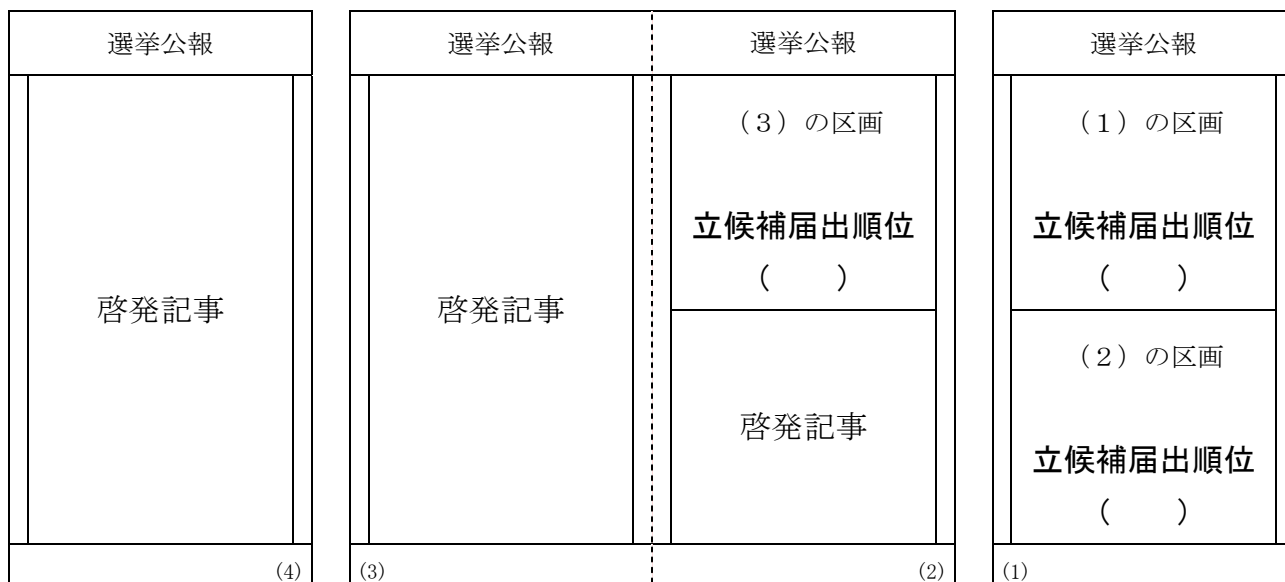
令和4年11月20日執行の福岡市長選挙につき、別紙のとおり立候補の届出がありましたので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により報告します。

(別紙)

届出 順位	届出 年月日	届出 の別	候 補 者					
			ふりがな 氏名	住 所	年 齢	所 属 党 派	職 業	一のウェブサイト 等のアドレス
1	令和4年 11月6日	本人	たかしま 高 島 そういちろう 宗一郎			無所属		http://takashima.fukuoka.jp
2	令和4年 11月6日	本人	くままる 熊 丸 えいじ 英 治	※住所、年齢、職業については、掲載しておりません。		無所属		https://twitter.com/Xu0P5C4rMmMKUdu
3	令和4年 11月6日	本人	たなか 田 中 しんすけ			無所属		https://www.tanakashinsuke.jp/

(注) 氏名は、通称の使用について選挙長の認定を受けた場合は通称を記載している。

2 福岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施



○くじの方法は、令和4年10月5日議案第28号で議決した方法による。

- 1 くじは、くじ棒により行う。
- 2 各候補者の立候補届出順位の番号を当該候補者の固有番号とする。
- 3 事務局の書記が、選挙公報への掲載を申請した全候補者について、その固有番号が記されたくじ棒をくじ箱に入れたうえで、1本ずつ順にくじ棒を取り出す。
- 4 最初に取り出したくじ棒に記された固有番号の候補者を掲載順序1番とし、2番目に取り出したくじ棒に記された固有番号の候補者を掲載順序2番、3番目に取り出したくじ棒に記された固有番号の候補者を掲載順序3番とする。
- 5 福岡市長選挙公報発行規程別記様式第5号中、(1)の区画に掲載順序1番の者の政見等を、(2)の区画に掲載順序2番の者の政見等を、(3)の区画に掲載順序3番の者の政見等をそれぞれ掲載する。

○用紙の大きさはタブロイド判とするが、印刷その他の都合により用紙の大きさ及び体裁を変更することがある。

(福岡市長選挙公報発行規程 様式第5号)

3 報告事項

福岡市長選挙における公職選挙法第201条の9第3項の規定による確認書の交付等の状況について

令和4年10月5日議案第29号の議決で委員長の担当事務とされた、令和4年11月20日執行福岡市長選挙に係る公職選挙法第201条の9第3項の規定による確認書の交付等について、下記のとおり執行したので報告するもの。

受付番号	確認書の交付を行った団体 (1)			ビラの届出 (2)	政談演説会開催届出 (3) (6)	自動車表示物の交付 (4)	ポスター証紙交付 (5)	機関紙 (誌) 届出 (7)
	確認団体名 (候補者)	事務所所在地	代表者名					
1	福岡の新時代をつくる会 (田中 しんすけ)	福岡市博多区千代四丁目29番51号河野ビル2F	田中 慎介	第1号		第1号		

※ 「届出順位1高島宗一郎候補」、「届出順位2熊丸英治候補」については確認申請をしていない。

【議決された委員長の担当事務】

- (1) 公職選挙法 (以下「法」という。) 第201条の9第3項の規定による確認書の交付
- (2) 法第201条の9第1項第6号の規定によるビラの届出の受理
- (3) 法第201条の11第2項の規定による政談演説会の開催の届出の受理
- (4) 法第201条の11第3項及び公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の活動に関する規程 (昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第1号。以下「規程」という。) 第17条第1項の規定による政治活動用自動車の表示に用いる表示物の交付
- (5) 法第201条の11第4項及び規程第20条において準用する第18条の規定による政治活動用ポスターに貼る証紙の交付及び証紙交付票の交付
- (6) 法第201条の11第8項及び規程第16条の3第1項の規定による政談演説会告知用の立札及び看板の類の表示に用いる表示証の交付
- (7) 法第201条の15第1項の規定による機関紙誌の届出の受理